

## 若桜町教育委員会所蔵美術品等貸出要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、若桜町教育委員会の所管施設が所蔵する美術品及び美術工芸品等（以下「美術品等」という。）の貸出について、必要な事項を定めるものとする。

### (対象美術品等)

第2条 貸出の対象となる美術品等は、別途定める。

### (貸出対象者)

第3条 美術品等を借り受けることができる者は、次のとおりとする。

（1）国又は地方公共団体

（2）公益法人又はこれに準ずる団体

（3）その他管理者が特に必要と認めた団体等

### (期間)

第4条 美術品等の貸出期間は、借り受けた日から2ヶ月以内とする。但し、教育委員会が特別な事情があると認めたときはこの限りでない。

### (貸出料)

第5条 美術品等の貸出は無料とする。

### (貸出申請)

第6条 美術品等を借り受けしようとする者は、若桜町教育委員会所蔵美術品等貸出申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

### (貸出許可)

第7条 教育委員会は、前条の申請があった場合、支障がないと認めるときは若桜町教育委員会所蔵美術品等貸出許可書（様式第2号）を通知するものとする。

### (貸出の条件)

第8条 美術品等の貸出条件は、次に掲げるものとする。

（1）美術品等の貸出期間中の保管は、借り受けた者（以下「借受者」という。）の責任とする。

（2）貸出に伴うすべての経費は、借受者の負担とする。

（3）貸出期間中に、貸出をした美術品等が滅失し又は損傷したときは、借受者が美術品等を原状に復し、又はそれによって生じた損害を賠償する責めを負うものとする。

（4）前号に掲げるもののほか、教育委員会は必要があると認める条件を付することができる。

### (美術品等の引渡及び返還)

第9条 借受者は、美術品等の引渡を受ける際、若桜町教育委員会所蔵美術品等借用証書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、貸出した美術品等の返還を受けたときは、借受者に若桜町教育委員会所蔵美術品等借用証書（様式第3号）を返還するものとする。

3 前二項の引渡し及び返還は、当事者双方において貸与した美術品等の破損等を確認のうえ行うものとする。

（返還請求）

第10条 教育委員会は、借受者が指示した事項に従わないときは、貸出期間にかかわらず貸出した美術品等の返還を請求することができる。

2 前項のほか、教育委員会は、緊急的にやむを得ない事情により貸出した美術品等が必要となったときは、貸出期間にかかわらず当該美術品等の返還を請求することができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要事項は教育委員会が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

若桜町教育委員会所蔵美術品等貸出申請書

年 月 日

若桜町教育委員会 様

住 所 \_\_\_\_\_  
氏名又は団体 \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_ 印  
電話 \_\_\_\_\_

若桜町教育委員会所蔵美術品等貸出要綱に基づき、下記のとおり美術品等の貸出を受けたいので申請します。

記

1. 貸出美術品等 別添「貸出美術品等目録」のとおり 合計 点

2. 借用期間  
自 年 月 日  
至 年 月 日

3. 使用目的

4. 写真撮影・模写、印刷物などへの掲載 有・無  
(内 容)

(別添)

## 貸出美術品等目録

様式第2号（第7条関係）

若桜町教育委員会所蔵美術品等貸出許可書

年 月 日

様

若桜町教育委員会教育長

貸出申請のあった美術品等について、下記の条件により貸出の許可をします。

記

1. 貸出許可美術品等 別添「貸出美術品等目録」のとおり 合計 点

2. 借用期間 自 年 月 日  
至 年 月 日

3. 使用目的

4. 写真撮影・模写、印刷物などへの掲載 有・無  
(内容)

5. 貸出条件

- ①美術品等の貸出期間中の保管は、借受者の責任とする。
- ②貸出に伴うすべての経費は、借受者の負担とする。
- ③貸出期間中に、貸出をした美術品等が滅失し又は損傷したときは、借受者が美術品等を原状に復し、又はそれによって生じた損害を賠償する責めを負うものとする。

様式第3号（第9条関係）

若桜町教育委員会所蔵美術品等借用証書

年 月 日

若桜町教育委員会 様

住 所 \_\_\_\_\_  
氏名又は団体 \_\_\_\_\_  
代 表 者 名 \_\_\_\_\_ (印)  
電 話 \_\_\_\_\_

教育委員会より貸出の許可を受けた美術品等を下記のとおり借用いたしました。

記

1. 借用美術品等 別添「貸出美術品等目録」のとおり 合計 点
2. 借用内容・条件 「若桜町教育委員会所蔵美術品等貸出許可書」の記載内容  
のとおり